

## 競争入札心得（一般委託・物品）

（総 則）

第1条 石狩市の発注に係る指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

（入 札）

第2条 入札参加者は、自己の氏名を表記押印した入札書を作成し、封書の上、提出（入札箱に投入）しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代 理）

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合においては、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 代理人は2人以上の者を代理することはできません。

（入札書の書替え等の禁止）

第5条 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1） 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- （2） 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- （3） 入札書に記名押印がない入札
- （4） 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- （5） 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- （6） 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- （7） 無権代理人がした入札
- （8） その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- （9） 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- （10） 入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又は代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係ない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第8条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者で再度入札を実施します。また再度入札の執行回数は原則として2回までとします。

（落札者の決定）

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 10 条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。
- (3) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回ったとき。

(契約の締結)

第 11 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、石狩市の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第 12 条 落札者となった者が暴力団関係事業者等であると判明した場合は契約を行いません。

(入札の取りやめ等)

第 13 条 石狩市が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 14 条 入札参加者が入札に参加できない場合は、その旨あらかじめ文書等により、申し出て下さい。